

## 令和5年第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和5年4月 27 日 午前 9 時 00 分～午前 10 時 30 分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (11名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎・7 西村園  
8 和田勇・10 細川盛次・11 近藤秀幸・13 澤田順一・14 川村耕貴

4. 欠席委員(3名) 4 宮元務 9 西村尚 12 西村美佐江

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・和田 彩香

6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について

### その他

報 告 農地法3条の3届出について

7. 会議の次第

事務局: おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は宮元務委員、西村尚委員、西村美佐江委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願ひします。

会長: おはようございます。令和5年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。10番細川盛次委員、11番近藤秀幸委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請、第2号議案農地法第5条による許可申請について事務局よりあわせて説明を求めます。

事務局: 第1号議案と第2号議案が伊勢川山営農型発電に関する申請です。この件については、3月に栽培品目を変更したいとの申請があり、令和5年第2回総会において、農地法第5条の許可後の変更承認申請について審議いただきました。現在、農業委員会の意見を付けて県に提出しておりますが、まだ県での結論が出ておりません。ですので、今回は変更承認申請が承認されたら、という条件を付けての審議となります。では、営農型発電事業の事業内容全体について説明させていただきます。

### 【内容説明】

会長: この件に関してご意見ご質問はありますか。

仁井田委員: 受託者は今まで 300 万円で発電システムの管理をしていたそうですが、農業をする会社ですか。

事務局: 受託者は、熊本でも営農型太陽光発電施設の下で農業をしており、ラッキョウを作っています。向こうでも地域の平均単収の8割を満たす収量はとれていないそうです。

仁井田委員: 高知の会社ですか。

事務局: 住所は高知にあります。

仁井田委員: 実際にさつまいもを栽培するのは誰ですか。受託者がさらに外注するのですか。

事務局: 受託者が営農します。受託者の代表者は、前受託者の役員も務めており、かぼちゃの時も栽培に携わっていたそうです。

澤田委員: 資料によると、営農者への協力金と発電システムの管理料金が受託者に入るということです

か。

事務局:そうです。

澤田委員:500万円もらって400万円の売り上げのための農業をやっていくということですか。

事務局:そのとおりです。発電をしていくためには、営農し続けるしかありません。

澤田委員:私が営農型太陽光発電事業を始めるとしたら発電システムの管理料金はもらえないのですか。

事務局:自分が太陽光パネルを設置してその下で営農するならもらえません。パネルを設置することにより、収量は減りますが、太陽光発電の収入があるので農家の経営の1つの形として、認めましょうというのがそもそもその事業の姿です。

会長:かぼちゃの収量がどれず受託者の経営が破綻したから新たな品目に変える、というのは理由になりますか。

事務局:かぼちゃの栽培では農業委員も関わって色々と試行錯誤したが、かぼちゃでは計画通りの収量が取れず、受託者が営農を継続できなくなつたため、受託者を変更し、品目を変更した。その品目で普及所の意見書に沿った営農計画では収量が取れると見込まれるので、品目変更を事業の好転ととらえ、許可相当とした。ただし、経験もなく実際土地に品目が合うかもわからないため、1年での許可とする、ということで説明はつくと思います。

会長:この件について、どんなことでも意見をだしてください。まとめるのは事務局ができるのですが、意見がでないとまとめようがありません。

事務局長:前回の総会では、6月までの残りの期間の栽培品目を変更したいがどうかということで審議してもらいました。普及所の意見どおり栽培して瓦礫も撤去してやってみなさいということで承認相当と意見を決定しています。6月22日からの更新にあたり、1年間許可してほしいということで申請が出てきています。前回の会で条件を付して承認をしているので、今回同じ条件をつける必要があると思います。前回から変わったこととしては、パネル下にも植えるということになったのですか。

事務局:県と協議をする中で計画は変わってきています。しかしながら、承認されていない変更の途中でお諮りしても意味がないということで、申請者や県と協議をおこないました。3月の農業委員会総会で内容は審議をしていただいているので、今回は今まで8割の収量がとれていないが、6月22日以降許可するかどうかを話し合って頂きたいです。

川村委員:今年トラクターを入れて植えれるものですか。瓦礫もかなりあるのではないか。

事務局:トラクターを入れて耕うんをしています。3年かけて全体に広げていく計画になっています。瓦礫撤去は計画に記載されました。

澤田委員:許可できないと太陽光発電の会社は撤退してしまいます。撤退を防ぐためには許可するしかないのでしょうか。

事務局:不許可決定相当という結論を町の農業委員会が出しても、県にはそのように意見書を出します。そのうえで、県が最終的に判断します。農業委員会の意見と県の決定が違う場合もあります。

藤尾委員:発電事業については農業委員会では触れる必要はなく、あの土地でも8割の収量がとれるかを判断したらよいということでしょうか。

事務局:そのとおりです。営農型がストップすることにより、申請者には多額の補償金とか損害賠償という問題が出てくると思いますが、その点について農業委員会で考慮する必要はありません。

藤尾委員:3月の総会時点では普及所の意見書に沿った計画になっておらず、まだできあがっていませんでした。進捗状況の確認はできないでしょうか。いつまでにできますという話はないでしょうか。

事務局:確認はしていますが、数字として合わないところがあります。修正ということになると大元の変更承認の方に時間が割けなくなることから、こちらの方針としては、前回に戻して審議をおこなってもらい、変更承認に事業者としては力を入れておいてほしいと考えています。そちらを仕上げることで普及所の意見書に沿ったものになっているはずです。今の話では、事業の大まかな流れを説明しています。3条、5条についても説明し、許可はどうですかということでお諮りすることにな

りますが、前回の総会で1年やってみて結果を見てみるということで話がでましたので、事業者に説明したところ、1年での申請となっています。通常、一時転用の許可は最長3年できますが、1年の許可となると、来年もこの審議をする必要があります。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：ありません。

事務局：では事業内容についてご理解いただけたうえで第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は第2号議案の農地法第5条の許可が出ることが条件となります。第2号議案の県からの許可内容によって、許可の年数や許可できるかどうかも変わってきます。

#### 【内容説明】

会長：この件について質問はありませんか。

川村委員：農地法第5条の使用貸借とは何ですか。

事務局：お金のやりとりが発生しない貸し借りのことです。

会長：採決を行ってよろしいですか。

会長：では、採決を行います。本件の農地法3条について、営農型太陽光発電に関する第5条申請が許可された場合は、同じ期間で許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は県の許可が下りることを条件として許可することに決定しました。続いて第2号議案について事務局より説明を求めます。

事務局：第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。本件については3000m<sup>2</sup>以上の転用案件であるため、常設審議会の意見も聞いたうえで町の意見を決定し、県に進達し、県知事の許可を受けることとなります。

#### 【内容説明】

会長：本件について3月総会で審議した通りの条件をつけることでよろしいでしょうか。

他委員：異議なし。

会長：異議がないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することについて、普及所の意見書に沿った営農計画とすることとの条件を付したうえで賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は営農計画を修正し、普及所の意見書に沿った営農計画とすることを条件に許可が妥当であると農業委員会の意見を決定しました。以上の内容を県に進達します。

続いて第3号議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について事務局の説明を求めます。

事務局：第3号議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るために位置づけのため、指定したままでは転用や非農地証明ができないため、転用申請をするまえにまずは農振農用地の除外から進めなければなりません。今回は個別の除外申請1件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

#### 事務局：【内容説明】

会長：この件について質問はありませんか。

仁井田委員：原木置き場にするということですか。

事務局：そのとおりです。長いままの木を置くスペースを計画していなかったので、今回資材置き場として整備したいということです。

会長：この件について、他に質問はありませんか。

委員：ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。今回の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。

その他について、事務局よりお願ひします。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。今回3件の届出があり、本件はその報告です。

#### 【内容説明】

農地の所有者がなくなったときは、所有権移転の許可は不要ですが、相続登記をしたうえで、農業委員会に届出が必要です。また登記において相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。今後段階的に施行されます。委員の皆さんもご注意ください。

会長:この件について、何かありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、次回について事務局よりお願ひします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は5月26日、金曜日、9時から開催します。

開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。以上です。

会長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地數一

議事録署名委員 組川 達次

議事録署名委員 近藤秀幸